

平成 29 年度 第 3 回長野市環境審議会 議事録

- ・日 時：平成 29 年 10 月 13 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時まで
- ・場 所：長野市役所第一庁舎 7 階 第 2 委員会室
- ・出席者
委 員：大澤幸造会長、倉崎亜希子委員、北澤君義委員、渡邊哲委員、久保田ひろ子委員、小山保徳委員、金井三平委員、宮島和雄委員、井出靖委員、伊藤睦見委員、小川朱実委員、駒村俊明委員、清水清一委員、高木直樹長野市環境審議会温暖化対策専門部会長
事務局：井上環境部長、宮沢次長兼環境政策課長、山岸環境政策課長補佐、峯村環境政策課長補佐兼地球温暖化対策室長、松本生活環境課長、北村廃棄物対策課長、市川清掃センター所長、瀧澤衛生センター所長、鈴木環境政策課係長、吉岡地球温暖化対策室係長、辻環境政策課主査

・資 料

1 報告事項

- (1) 長野市温室効果ガス排出量について 2013（H25）年度版 【資料 1】
- (2) 長野市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について 【資料 2・資料 2 参考】

2 会議事項

- (1) パブリックコメントの結果について
 - ア 第 2 回長野市環境審議会要旨 【別紙 1】
 - イ 平成 29 年度歩行喫煙実態調査集計表、位置図 【別紙 2】
 - ウ 長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例の改正について 【パブリックコメント用】
 - エ ポイ捨て条例改正に対するパブリックコメントについて 【資料 3-1】
 - オ 改正案（骨子）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果 【資料 3-2】
- (2) 長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例の答申（案）について 【資料 4】

・審議内容

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 長野市温室効果ガス排出量について 2013（H25）年度版 【資料 1】
- (2) 長野市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について 【資料 2・資料 2 参考】
 - (1)、(2) について一括説明（高木長野市地球温暖化対策専門部会長）

(事務局)

資料1の排出係数がこれだけ上がった理由について、何か考えられるのですか。

(委員)

京都議定書の目標期間(2008年～2012年)内に日本の削減目標6%を達成するため、省エネや再生可能エネルギー導入などをかなり進めましたが、それだけでは不足だったため、2011、2012年には、日本が開発途上国で行った事業の排出量削減分を算入したり、お金で排出量を取引したりということをかかなり行っています。電力会社もこうした取引によって排出係数を大幅に下げていましたが、いつまでも続けられることではないため、2013年には、原子力発電所の稼働停止とあわせて排出係数が上がったと理解しています。

(委員)

長野市と全国の温室効果ガス排出量の比較で、業務部門と家庭部門が減っていないのは全国的な評価であると思います。業務部門が全国では20パーセントに対して長野市では40パーセントですが、業務部門40パーセントの中で何が一番影響しているのですか。

(事務局)

全国の業務部門、家庭部門がグラフ上少ない状況は、裏を返すと、製造業・建設業・鉄鋼業の非常に多くのエネルギーを使う工場などが長野市に少ないので、第二次産業分の構成比が低いということで、店舗や病院など第三次産業に分類されるもの、あるいは家庭が相対的に見える状況と考えております。

(委員)

業務部門を減らす政策は取りづらいですが、手を打っていかないと絶対減らないと思います。

(事務局)

温暖化対策専門部会でも、ご家庭や事業所でご理解いただき、具体的な行動に移していただけるような提案が必要という意見が出ております。ご家庭や事業所で行っていただけるようなチェックリストのご提案や、温暖化対策の具体的な取組のヒントにさせていただける事業所向けのサイトを、年内に開設する予定です。特に中小企業の皆様に簡単に取組んでいただけるパターン、ある程度コストをかけて行っていただくパターンなど、色々ご紹介したいと考えております。

4 会議事項

(1) パブリックコメントの結果について

別紙1から資料3-2について説明(事務局)

(委員)

パブリックコメントの中に、市の考え方として周知、啓発及び巡回パトロールについて書かれていますが、誰が行うのか、頻度や場所について教えてください。

(事務局)

12月の議会に上程を予定しており認められれば、来年の1月から3月末に新聞などの広報媒体を使い、事前周知を予定しております。また、バスラッピングや懸垂幕の掲示などを行います。

施行日は4月1日と考えており、セレモニー的なものを駅前で行い、その後、継続して周知・啓発を行う予定です。巡回パトロールも含めて考えております。

(委員)

この条例はポイ捨て条例なので、内容について不満はないのですが、受動喫煙防止に向けた意見が多いと認識し、条例の改定に続いて受動喫煙防止も着手して頂きたいと思います。着手した後は、整合性がとれるように見直しをお願いしたいと思います。

(事務局)

受動喫煙に対する要望が非常に強いことは認識しています。国では、健康増進法の見直しを行っており、屋内の受動喫煙対策について調整しているところです。今後、法律（案）及び基準等が示されると思います。また、東京都では、子供のいる部屋で喫煙をしてはいけない条例を制定し、今後、受動喫煙対策についても、条例制定を目指しており、二段階方式で行くようです。これにより、国の動きにも影響が出ると思います。

本市としましては、まず路上喫煙対策を進めさせて頂き、今後受動喫煙防止については、法律に基づき、必要に応じて整合性を図るなどの対応をして参ります。

(委員)

パブリックコメントをホームページに掲載して集め、様々な意見があったことを周知する際に、受動喫煙に関して、今後の国の方針に沿って、検討していきますと前向きな回答を載せることにより、市民の皆さんには解っていただけたと思います。

(事務局)

今は環境部の立場でパブリックコメントを受けて回答していますが、受動喫煙の話になると健康増進法を所管している保健所が中心となって対応しなければなりません。今回、この文案の考え方を作成するにあたり保健所とも相談したうえで作成していますので、検討していく必要性については保健所でも認識をしています。

(委員)

遵守事項の中に「道路において喫煙する場合は、火を適正に管理をし」とありますが、(3)で火を使わないたばこについて、あえて歩きながらその行為はしないという遵守事項で残しながら、火のついたたばこについては第8条で歩きながらの行為はいけないと定められています。マナーとして火を使う、使わないに限らず実行したいという事であれば、パブリックコメントの意見を見ても定義が色々分かれて理解しづらいのではないかという印象を持ちました。ここは「たばこは歩きながら」としたほうが良いと思います。火の管理、火傷をさせないことにウェイトを置くとしながら、遵守事項で関係ないものを一項目残したという印象になるので、「火を使わないたばこ」を出すより一般的なたばこを「歩きながら吸う行為はしないようにしましょう」というマナーとすれば済むのではないかと思います。

(事務局)

火のついたたばこを吸う行為又は持つ行為は禁止事項です。今の遵守事項(3)をたばこことしてしまうと第8条で禁止していながら遵守事項では努めるという努力規定になり、条例としての整合性が取れなくなってしまいます。火傷に結びつきやすい火のついたたばここと火を使わないたばこの区分けをするためこのような表記とさせていただきました。

(委員)

パブリックコメントの中で喫煙する方との共存について、共感するところですが、喫煙=悪いことであるという一つの価値観を押し付ける事は思わしくないと思います。喫煙している人の意

見も聞きながら、進めていくことが肝心と思います。喫煙している人がいないところで決めたものを押し付ける様なかたちになるとまずいと思いますので、進め方として考えて頂けると良いと思います。

(事務局)

JT やたばこの販売店組合があり、意見交換をさせていただきました。本質として、きちんとマナーに沿ったたばこの吸い方をしてほしいというのは組合、JT も同じ考え方です。たばこを吸う人の視点とイコールではありませんが、提供する側の人達とどのような場所にどのようなかたちで、吸う場所を確保することが望ましいのか、一緒に検討するとしたところです。

たばこを吸う人の権利も確保した対策をとらなくてはいけないと思っております。

(2) 長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例の答申(案)について資料4について説明(事務局)

(委員)

最後に重点地区の中で、「吸い殻入れが設置されている場所」とありますが、場所だけに限定をしない方が良いと思います。一番わかりやすいのは、「空間」が良いと思います。例えば、県庁の裏にある喫煙スペースもイメージされてくると思います。

(委員)

私は、「場所」が禁止としては一番明確になると思います。県庁の裏や喫煙スペースについても、区切られている場所だと思うので、空間と言ってしまうと、どこまでが空間なのか場所より広がる気がします。受動喫煙防止法などができた時に、条項と整合性については、全体を見直す必要になってくる気がするので、ポイ捨てと火傷防止の目的であれば場所が良いと思います。

先々の将来的なことを見通されて、市民の皆さんのご要望もある中で、加えたいところではあると思いますが、今は、やるべきところまでやり、ここから先は状況に合わせて、修正していくべきところは修正していくことの共通認識でいかがでしょうか。

(委員)

受動喫煙防止法が改正され、状況に応じて、条例の改正が必要であれば、改正するという事で良いと思います。

(事務局)

条例を設けている先行自治体はありますので、喫煙場所についての基準や考え方について先行自治体に照会をいたしました。明確な基準などを持つ自治体は無い状況です。

受動喫煙対策を考えると、どこまでの範囲を喫煙エリアとするのか、完璧に囲まれた状態でないタバコが吸えないことになってしまうのか、これからの大きな課題だと思います。

(委員)

先ほどの子供のいる部屋では喫煙を禁止する東京都の話も出ましたが、小諸市においてもスクールゾーンを全部禁煙にするという具体的な検討もされているようです。長野市においても、小学校、中学校のスクールゾーンにおける受動喫煙対策の話も出てくると思います。

(事務局)

今後は、健康増進の観点から、スクールゾーンなどはポイントになる場所だと感じています。

・答申（案）配布

答申（案）について説明（事務局）

(委員)

行政に関係する建物には、現状として必ず喫煙所はありますか。

(事務局)

ある所・ない所の双方あります。

(委員)

喫煙者のことを社会が考えていることを喫煙者に理解してほしいと思っています。たばこを吸われる方は、喫煙可能な場所以外での喫煙を我慢しても良いのではないかと思います。また、行政に関係する建物で、喫煙場所があるとすれば、「喫煙所があります」と表示せば良いと思います。

(事務局)

国で検討されている内容では、公共施設については、敷地はまだですが建物内は禁止で、建物内にある灰皿は、5年以内に撤去しなさいという考え方です。

(委員)

今回の改正は、全部を禁止しているのではなく、たばこの灰皿を持っていれば道路上で吸っても良い訳ですからきちんと秘策は打たれている訳です。ポイ捨ては、もちろんいけないですが、吸うこと自体を禁止している訳ではなく、先ほどの受動喫煙の話からすると趣旨は外れますが、今回はポイ捨てを禁止しますという条例なので、答申の内容で良いと思います。

(委員)

附帯意見の（3）ですが、パブリックコメントでも喫煙場所の意見が多くあり、一番重要だと思うので「喫煙場所の設置については、関係者と協議を行う」などの一文を入れてほしいと思います。

(事務局)

承知しました。

5 その他

(委員)

審議会のことで、感じたことがありますのでお伝えさせていただきます。議事録ですが、皆さんの責任で発言されていると思いますので、発言者名を入れた方が良いと思います。それと、委員の名簿をいただいておりますが、職員の名簿も付けていただくとありがたいと思います。

(委員)

事務局でも検討していただくとして、議事録の発言者名に関して、皆さんご意見ありますか。

(事務局)

発言者につきましては、現在、A、B、Cと議事録に記載しています。本市では、発言の内容や考え方により特定されることを危惧しています。A、B、Cもやめて、「委員」で記載とも考えています。

委員の皆様は、どのように記載すべきとお考えでしょうか。厳しいご意見もいただいております。個人名を議事録に記載してもよろしいでしょうか。

(委員)

県は、個人名を記載しているので、逆に違和感がありました。

(委員)

環境審議会だけではなく市には、他もあると思いますので、事務局にお任せして良いと思います。

(委員)

個人情報ですから、伏せても良いのではないですか。

(事務局)

その様なご意見もあると思いました。

(委員)

全員出席しているので、内容を見ればどなたが発言したのかわかります。秘密にする必要もないですが、出す必要もないので事務局の考え方で良いと思います。

(委員)

この会議が開催される前に公開であるということを確認し、審議の内容について、議事録などで一般に公開されている事を鑑みると、ある一定の考えを持って委員になり、公開の場で意見を述べるわけですから、意見を述べることに對しての責任という観点から、個人情報も確かにあるとは思いますが、委員である以上、準公人として氏名を明らかにするのが妥当と考えます。

参考までに、市の上下水道局の審議会に出席しておりますが、職員の方も委員も全員氏名が入っています。

(事務局)

踏まえて、検討いたします。

(事務局)

特になし

部長あいさつ

6 閉会